

平成 21 年 5 月 21 日

国土交通省近畿地方整備局局长

木下誠也様

元淀川水系流域委員会委員長 芦田和男
同 寺田武彦
同 今本博健

要望書

淀川水系流域委員会は、「淀川水系河川整備計画について意見を述べるとともに関係住民の意見の反映方法について意見を述べる」ことを目的として、平成 13 年 2 月に設立されました。その後、「河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い意見を述べる」ことが目的に加えられ、現在に至っています。

委員会は、設立に先立つ平成 12 年 7 月に設置された準備会議が答申した「委員会のあり方」にしたがって運営され、適度な緊張関係のもとで河川管理者と委員会とが連携して審議を進めてまいりました。

第 3 次委員会は第 2 次委員会の任期終了後約 6 か月の休止期間を経て平成 19 年 8 月に発足し、直ちに示された淀川水系河川整備計画原案について精力的に審議していましたが、審議中の平成 20 年 6 月 20 日に近畿地方整備局は同計画案を作成され、平成 21 年 3 月 31 日に同計画を策定されました。同計画は、委員会の最終意見を待たずに策定されたとはいえ、その内容の多くは河川管理者と委員会との連携・協同作業の成果であり、この意味において、委員会が果たしてきた役割はきわめて大きかったといえます。

委員会が、このように大きな役割を果たし、社会的にも高く評価され、かつ河川管理者に対して影響力のある意見・提案を出すことができたのも、すべて委員会委員の選任および委員会審議の公平性・中立性・自主性が担保されていたからです。

委員会は、今後も河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価などについて大きな役割を果たすことが期待されており、整備計画案にも位置づけられていることから存続するものと認識していますが、第 4 次委員会の発足に関してつぎを要望します。

- 1 第 4 次委員会委員の選考は、河川管理者が社会の不信を招かないように、例えば第三者機関に委託するなどして、公正かつ中立な選考が行われる方法を採用することを求めます。
- 2 直ちに第 4 次委員会委員の選考を開始し、委員会の活動を中断させることなく継続させることを求めます。

以上